

障害者総合支援制度

障害者総合支援制度は、障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、障害のあるかたの日常生活と社会生活を総合的に支援するものです。障害者総合支援法という共通の制度の下、必要とするサービスを受けられるようになっています。

受けられるサービス

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付 ◆

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付 ◆

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)

相談支援

計画相談支援給付 ◆

(サービス利用支援)
(継続サービス利用支援)

地域相談支援給付 ◆

- 地域移行支援
- 地域定着支援

児童福祉法

障害児通所支援 ◆

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援 ◆

障害児入所支援(都道府県) ◆

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 基本相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 同・法人後見支援
- 意思疎通支援(手話通訳者派遣など)
- 日常生活用具の給付
- 手話奉仕員養成研修
- 外出のための移動支援
- 地域活動支援センター機能強化